

船釣りをする遊漁者の皆さんへ

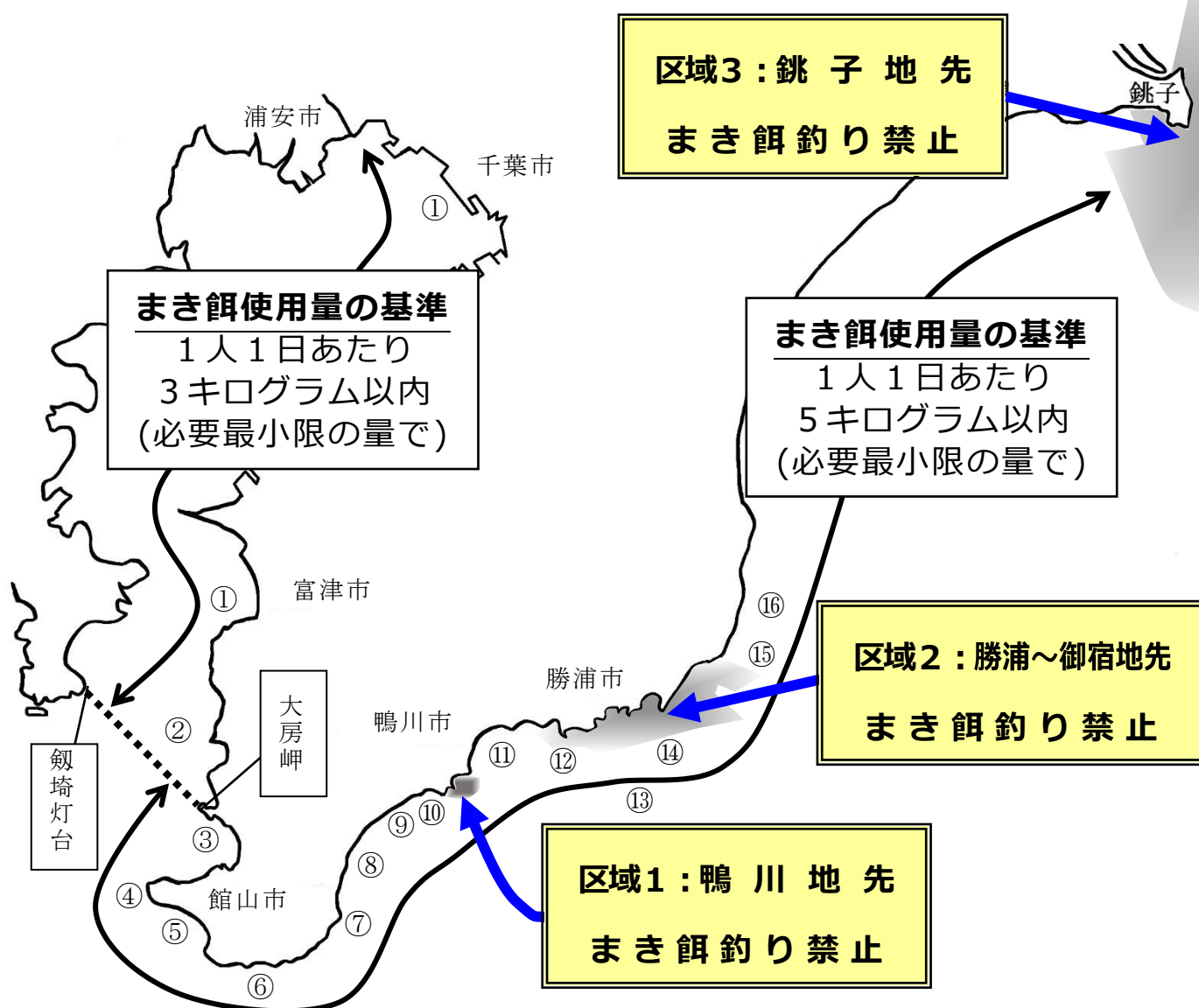
千葉県海には、船釣りのルールがあります。

千葉海区漁業調整委員会指示<下図>

1. 下図の1、2、3の区域において、
船舶を使用した遊漁のまき餌釣りは禁止されています。
2. 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合、
1人1日あたりのまき餌の使用量は、下図のとおり制限されています。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール<裏面>

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。



！ 原則、船室外にいるすべての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。

！ 漁業者の網に切れた釣り針等が絡まり、けがや網の破損被害が発生しています。

残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

千葉県 千葉海区漁業調整委員会
千葉県水産振興審議会海面利用調整部会

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和２年８月１日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 13 時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径 0.5 マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668′ 、東経 139° 46.800′ (世界測地系)北緯 35° 10.866′ 、東経 139° 46.607′	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は 6 時～12 時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 1 土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長 20 センチメートル以下のマダイ (2)全長 30 センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 4 水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1)全長 20 センチメートル以下のマダイ (2)全長 30 センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1 月から 6 月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499′ 、東経 139° 46.006′ の点 イ 北緯 34° 59.306′ 、東経 139° 45.903′ の点 ウ 北緯 34° 59.231′ 、東経 139° 44.062′ の点 エ 北緯 34° 57.625′ 、東経 139° 43.947′ の点 オ 北緯 34° 57.925′ 、東経 139° 45.210′ の点 (注)緯度、経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5 月 1 日～9 月 30 日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 4 水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。 3 1 月から 6 月末まで、沖アミ禁止。 4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長 20 センチメートル以下 ヒラメ 全長 30 センチメートル以下	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南 73 号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277′ 、東経 140° 12.784′ の点 ウ 北緯 35° 06.218′ 、東経 140° 12.534′ の点 エ 北緯 35° 06.207′ 、東経 140° 12.049′ の点 オ 北緯 35° 06.651′ 、東経 140° 11.106′ の点 カ 漁業権基点南 72 号の 3 (鴨川市内浦字寄浦 1 番地に設置した標柱(第 3 標柱)) (注)緯度、経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第 2 水曜日と第 4 水曜日を定休日とする。 2 コマセ籠はしまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第 2・第 4 の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長 20 センチメートル以下のマダイ (2)全長 22 センチメートル以下のキンメダイ (3)全長 30 センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前 8 時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を 8 時 30 分から 11 時 30 分とする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1)出港時間 午前 4 時 (2)入港時間 午前 12 時 ただし、午後の遊漁は午後 8 時までに入港するものとする。 2 休漁日は、毎月第 1 月曜日と第 3 月曜日とする。 3 イサキについては、4 月 1 日～9 月 30 日。午前 5 時～午前 11 時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは 10 月 1 日～5 月 6 日。 操業時間は午前 5 時 30 分～午前 12 時まで(10 月から 11 月末日)、午前 6 時～午前 12 時まで(12 月から 5 月 6 日)。 午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは、9 月 1 日～3 月 31 日及び 5 月 1 日～5 月 6 日。午前 12 時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる) 7 5 月 7 日～9 月 30 日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URL または QR コード®から千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>



遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあっては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。

この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

2. 使用できる漁具・漁法

・釣り以外では、千葉県海面漁業調整規則により次のものに限られています。

① たも網・すくい式さ手網

② 投網（船を使用してはならない）

③ 貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）

・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

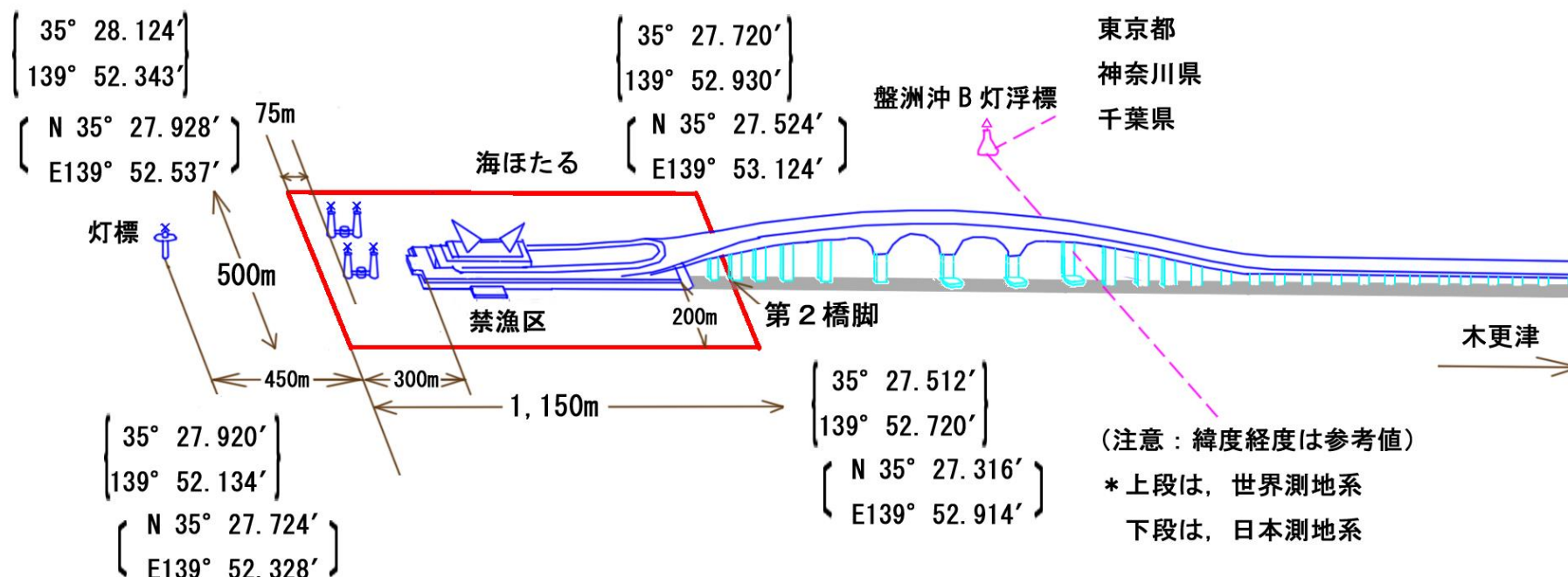
木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。

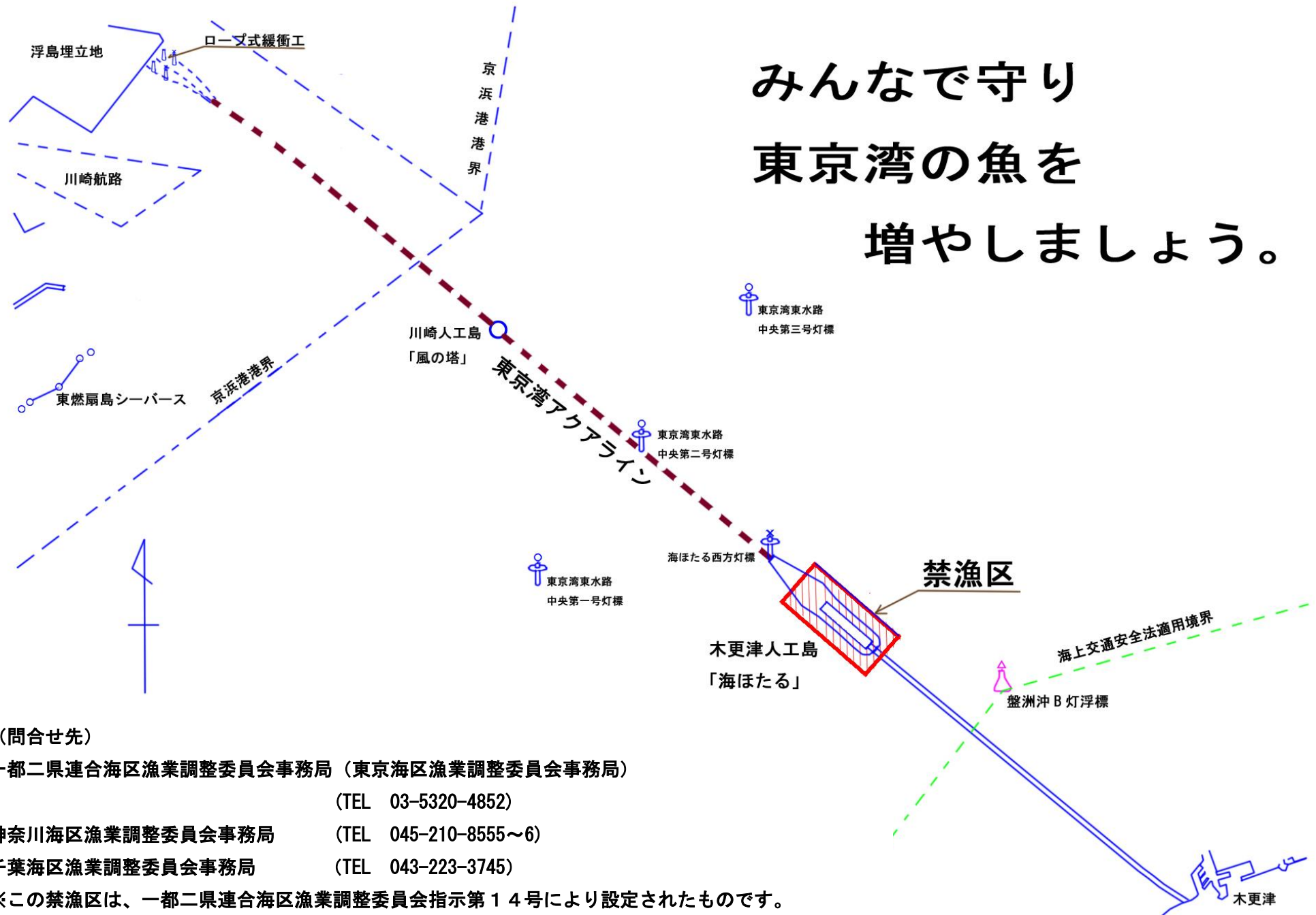
平成31年3月1日

一都二県連合海区漁業調整委員会

東京都
神奈川県
千葉県



みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



(問合せ先)

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (東京海区漁業調整委員会事務局)

(TEL 03-5320-4852)

神奈川海区漁業調整委員会事務局 (TEL 045-210-8555~6)

千葉海区漁業調整委員会事務局 (TEL 043-223-3745)

※この禁漁区は、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第14号により設定されたものです。